

美術館の原則と美術館関係者の行動基準（草案）

まえがき

精神文化の最も見事な結晶である美術に愛着を寄せる美術館関係者にとって、公益性を最優先させる美術館がどのような存在であることが望ましいかを表明した「美術館の原則」と「美術館関係者の行動基準」は、法的な規制力をもつものではない。しかし、運営、調査研究など諸活動のうえで、これらが、美術館で働く人々の行動の判断基準として絶えず意識されることを望みたい。美術館がよりよい環境をもち、つねに自らの質を高めていくために必要な諸条件の多くを記載し、それらに向けて日常的な努力がそれぞれの立場からなされていくことを期待しながら、「原則」と「行動基準」が、美術館本来の価値基準とは別の論理に左右されがちな設置者を始め、館内で働く学芸、総務・庶務、技術系、サービス部門等の人々すべてに共有されて、立場の異なる職種相互の理解とコミュニケーションの基盤になって、ここに述べられた内容が尊重され美術館活動に生かされることを望んで作成されている。

この全国美術館会議版（美術館運営制度研究部会版）の「美術館の原則と美術館関係者の行動基準」（草稿）は、基本的には日本博物館協会（以下、日博協）版の「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に依っている。日博協のそれは、ICOM（国際博物館会議）の「倫理規定」に準拠しており、それぞれが討議を重ねて練り上げたものであり、国内的基準、国際的基準として範とするに足りているために、それらと齟齬、矛盾を来たさないようにと考えたからである。ただ、行動基準に関しては、日博協のそれは美術館の環境に当てはめるには不十分であるため、行動基準の表現を変えるとともに、行動基準の各項のなかで美術館に即した解説的記述を施した。また、「原則4」と「行動基準4：自由の尊重」については、日博協版には欠けているが、美術館活動の日常に心がけるべき必須の事柄なので、ここに加えている。

「原則」と「行動基準」の各11項目は、「原則1」と「行動基準1：社会への貢献」との関係を見ると明らかなように、「原則」では美術館のあるべき様態を掲げ、「行動基準」では「原則」に対応して美術館に携わる者の取るべき行動を示している。そして、「行動基準」各項目に付された記述は、「行動基準」に適応する説明と美術館ならではの具体的な行動を記している。従って「原則」→「行動基準」→説明記述の順で関連、対応している。そのために、行動基準の説明部分では、各項目間で記述内容が重複している場合がいくつかある。

美術館の原則

- 1、美術館は、美術を中心にした文化の価値を継承・発展、さらに創造することに努め、公益性を重視して人間と社会に貢献する。
- 2、美術館は、人類共通の財産である美術の作品・資料等及びそれに関わる環境の持つ価値を尊重する。
- 3、美術館は、設置目的・使命を達成するため、安定した人的、物的、財源的基盤をもとに活動し、美術館にかかわる人とコレクションの安全確保を図る。
- 4、美術館は、人々の表現の自由、知る自由を保障し支える。また、美術館は倫理規範と専門的基準とによって自らを律するがゆえに、活動の自由をもつ。
- 5、美術館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
- 6、美術館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
- 7、美術館は、調査研究に努め、その成果の公表によって社会から信用を得る。
- 8、美術館は、展示や教育普及などを通じ、広く人々とともに新たな価値を造する。
- 9、美術館は、活動の充実・発展のため、各職務の専門的力量的向上に努める。
- 10、美術館は、地域や関連機関と協力連携して、総合的な力を高め、社会への還元を図る。
- 11、美術館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

美術館関係者の行動基準

《趣旨》

美術館は、人類共有の財産である貴重な美術の作品・資料の価値を人々と分かち合い、文化を継承・発展、さらに創造していく機関である。美術館は、過去を検証し、現在の美術を活性化し、未来へとつなぐ活動を通じて、活動主体と享受者相互の交流のなかで豊かな感性と知性を育み、文化的な力量を蓄えた社会を築くことに貢献する。このような美術館の公益性を高めるために、美術館に携わる者が尊重すべき拠り所として、美術館関係者の行動基準を示す。このことによって、美術館の内外に広く美術館の在り方、関係者の在り方について理解を図り、美術館の社会的な価値の認識を広める一助とする。

《対象》

「美術館」は、博物館法及び ICOM（国際博物館会議）による博物館の定義に準じる美術分野の機関を意味し、美術館以外の名称をもつ同様の機関（コレクションを有さない機関を含む）をも指す。

「美術館関係者」は、設置者を構成する者、学芸、総務・庶務、技術系、サービス部門等の美術館職員、ボランティア、インターン等、美術館に携わるすべての者を表わす。

《活用》

美術館は、設置の形態、沿革、使命・方針、作品・資料や展示の内容、規模等がそれぞれ異なり、活動内容も多彩である。この行動基準は、各美術館に共通する原則として各美術館の取り組み、課題解決の指針となるものである。これを手がかりに各美術館は、博物館法等の関係法規及び ICOM 倫理規程やその他の実務基準を参照することが求められる。

行動基準 1：社会への貢献

美術館に携わる者は、美術館の公益性と未来への責任を自覚して、文化と芸術の継承発展・創造のために活動し、広く社会に貢献する。

美術館に携わる者は、美術館が社会的存在であることをつねに意識し、収集保存、調査研究、展示公開、教育普及のどれもが広く精神文化の涵養に資するゆえに、自己本位でなく公益の視点を維持することが重要となる。学芸職、事務職を問わず、様々な職種での作業内容が継続性をもち、未来につながっていくことを忘れず、美術館活動が直接的間接的な社会貢献となることを考慮し、美術に対し、同時に社会に対して謙虚になる必要がある。その態度に立ち、精神文化を充実させ、絶えず新たな価値をつくりだす創造的行為が求められる。

公益性と未来への責任に鑑みれば、作業内容の継続性もさることながら、作品・資料を次世代、後世へと引き継いでいくことの大切さに留意を怠らないことも肝要となる。さらには、公益性という語から明らかなように、社会への貢献はあくまでも非営利的な視点のもとで遂行されることを忘れてはならない。

学芸スタッフ、事務スタッフ、会場監視や建物管理、ショップやレストランの運営に当たるサービス部門のスタッフ、ボランティア等の自発性をもって美術館活動に参画する者など、そうした全体が美術館の社会的な使命への自覚のもとに、それぞれ必須の役割をもっていることを認め、互いの立場を尊重しながら美術館活動を担っていくことが何よりも重要である。

行動基準 2：多様な価値と価値観の尊重

美術館に携わる者は、作品・資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、作品・資料に関わる人々の多様な価値観と権利に配慮する。

美術館が扱う作品・資料の範囲は幅広い。古い時代のもの、近代以降のもの、現代の多様な表現手段によるもの、図書、アーカイヴとしての資料、それらが豊かに併存して美術は歴史とともにいまを生きている。作品・資料の属する時代によって扱い方が変わり、価値基準も変化する。しかしながら、多様な見方の併存は、古美術で培った視点で現代を見る、あるいは現代の美術状況から古美術に新たな価値を見出すなど、新しい視点の創出に有利な条件であることも考慮すれば、美術の他領域に対する相互の尊重は作品・資料全般にとって極めて重要な要件となる。

また、さらに作品・資料が有している広範な文化環境・背景に視野を広げれば、国内、国外を問わず、それぞれの文化の背景・環境に拠って立つ価値観の尊重も当然必須となる。もっとも重要な表現方法のひとつである美術が、基本的な権利として保障されている表現の自由に基づいているものである限り、それを支えている様々な価値観、その差異の尊重は言うまでもなく、表現の自由にも最大の配慮が必要となる。多様な価値観の尊重と表現の自由は、美術館およびそれを構成する人間が主体的意思をもつ自立した存在であることが確保されて保障される。そしてその自立は、確保に向けての絶え間ない努力と自己検証によって達成されるべきもので、自己規制や活動の委縮につながるものでは決してなく、必ず自らを豊かにする方向が目指される。

それとともに美術館活動は、作品・資料はもとより作家と関わる場合も多い。また、作家やコレクター以外でも、作品・資料の著作権、所有権等の権利を保持する人々、さらには、輸送展示、額装、保存修復、電気技術などの専門家、展覧会等を共催する新聞社等のメディア、出版等の関係者、画廊経営者、美術商等々。美術館職員が接する美術関係者は多岐にわたる。それらの人々が総体として美術館活動を構成しているゆえに、相互の尊重と配慮は不可欠である。作品・資料が、美術館活動の豊かな可能性を開くものであることを考えれば、まずは作品を生み出す作家は敬意の対象であることは言うまでもないが、その一方で、上に挙げた様々な立場の人々も美術に愛着を寄せ、それぞれの価値観を抱いている。美術館に携わる者は、その多様性を尊重し、それぞれの権利、立場にも十分留意しなければならない。

行動基準 3：設置の責任

美術館設置者は、美術館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動基盤の確保に努める。また、美術館に関わる人とコレクションの安全確保を図る。

美術館を設置する者は、まず美術館設立の理念や使命を十全に理解し、それを社会や市民に提示する。そのうえで、美術館が社会の中で永続的かつ健全に役割を果たせるように、設置する地域の歴史や文化、また設置者の財政状況も考慮しつつ、長期的な視野に立ってもっともふさわしい運営制度、経営形態を選び取らなければならない。また、同じようにして、使命を実現するための組織の構成を整え、運営資金を投入し、施設整備などの基盤確保に努めることが必要である。この施設整備にあたっては、美術館の利用者、関係者及び職員の安全と、収蔵する作品・資料の保全に十分な配慮を払うべきである。

美術館の設置者は、美術館を恒久的に存続させる責務を負っているが、もしかりに維持できなくなった場合には、あるいは設置時に選び取った経営形態を変更する場合には、そ

の状況と原因を社会や市民、また職員に対して明らかにしなければならない。

一方で、「美術館の原則」に掲げられている内容と ICOM による博物館の定義に明示されているように、美術館の社会的役割は、収益性にあるのではない。美術館を設置した主体は、自らに適った使命を自主的に掲げて、謳われた使命の理解の共有に努め、収益性の優先を退けて、使命達成に必要な財源、安定的な雇用、人材の確保と育成が重要であることを認識すべきである。

行動基準 4：自由の尊重と確保

美術館は、日本国憲法に定められた国民の表現の自由、知る権利を保障し支える。そのことを実現するために、また倫理規範と専門的基準とによって自らを律するがゆえに、社会から作品・資料を負託された美術館はその活動の自由を保持している。

美術は、人々のさまざまな価値観が出会いぶつかり合うなかで、造形表現活動とその鑑賞活動をつうじて、不断に新たな価値が生み出されていく分野である。美術館がその活動のもっとも有効な、また社会のなかで必要不可欠な現場であることを、美術館に携わる者は心すべきである。日本国民は、日本国憲法によって、公共の福祉に反しない限りにおいて、また個人の諸権利を侵害しない限りにおいて、表現の自由および知る権利（見る権利）を与えられている。美術館は、この自由と権利を保障し支援する。また、美術館は理規範と専門的基準によって自らを律するがゆえに、その基本理念をつくる自由、それにもとづいて活動する自由を保持することができる。この自由を不当に制限しようとする外部からの介入、干渉に対し、美術館はこれに抵抗し拒否する権利を有する。

公共の福祉に反する場合や保護すべき個人の諸権利を侵す場合をのぞき、この美術館の自由は、美術館が自ら定めた倫理規範と専門的基準に制限される。ひるがえって言い換えれば、自由を有するがゆえに、美術館は自らを厳しく律し、自ら定めた専門的基準を遵守しなければならない。

行動基準 5：経営の安定

美術館に携わる者は、美術館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を払い、評価と改善に参画する。美術館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

目標達成のために払う最大限の努力のなかでも活動の質を上げていくことは忘れられてはならない。自ら検証を行うと同時に美術館の状況を理解する第三者の目による客観性を確保した方式の外部評価を必要とし、不足不十分な点を絶えず改善する態勢が肝要となる。作品・資料等は、美術館にとって何よりも大切な経営資源であり、建物、設備等も利用価値の高い資源であるから、積極的な活用を図りながら、その利用には、正当な根拠と適正な手続きをもってあたり、対外的な説明責任に耐えられるようにする。外部資金、外部活力の導入などの方途は、安定した経営に資するばかりでなく、社会的な連携、協力の体制を形成するうえでも大切になる。その場合もまた、美術館の存在が公益性を優先した非営利的なものであることを絶えず意識しなければならない。従って評価のなかでも、定量評価よりも定性評価を重視する視点を保つ必要があると同時に、予算年度にとらわれない中長期的な計画と視野に立った経営が欠かせず、そのうえで組織力や人件費の確保と人材育成、雇用の安定に努めなければならない。

設置者から運営管理を委任された者は、職員および利用者の身体的安全、収蔵庫等の日常的な管理体制を明確にして、収蔵する作品・資料の保全を確保するために、施設設備の日常的な点検を怠らず、安全基準を遵守できる機能を保持し、また防災訓練等の実施や防災マニュアルの作成により万一に備える必要がある。

行動基準 6：収集・保存の責務

美術館に携わる者は、作品・資料を過去から現在、未来へ橋渡しすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取り組む。美術館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

収集に際して必須となる作家、美術商との交渉は、私的な利益利便が混入しないように細心の注意を払って、自らの行動があくまで社会的な責任を負ったものであることを十分に自覚したうえで行う。とくに作品は公開されることで初めて多面的価値を発生させるものであることを考えれば、作品・資料の保存に関しては、後世に継承することと公開することのバランスに配慮し、どちらかに偏らないように心掛けるのが重要になるが、一方で

いつでも公開に耐えるよう良好な保存状態を維持することに努め、展示環境にも最大限の注意が払われなければならない。また、美術館の収集方針・計画を明確にし、それに則った体系的なコレクションの形成をつねに意識しコレクションの内容を豊かにし、方針・計画にそぐわない外的な要請・圧力に対して適正に対応すべきである。

作品・資料の収蔵にあたっては、真贋や作者の同定に関して、十分な学術的調査に基づく誠実な判断を行うべきである。また、作品・資料の来歴に関しても、収蔵に先立って可能な限りの調査を行い、記録保存し、現所有者が完全かつ正当な所有権を有していることを確認する必要がある。盗難、略奪、不法輸入、その他の経緯により正当な所有権が保証されない作品・資料を取得してはならない。

設置者がいずれであろうとも、美術館は公共性をもつ機関であり、その所蔵する作品・資料が永続的な公共の財産や資源であることに十分に配慮する必要があると考えれば、コレクションの体系性を高めるための、あるいは美術館活動に不可欠な資金を確保するための作品・資料の処分（譲渡、売却、廃棄）については、慎重かつ厳密な検討を経たのちに行わなければならない。美術館の根幹であるコレクションが健全に永続的に成長し、そのことによって公共に資するよう、美術館は不断に心がけるべきである。

行動基準 7：調査研究

美術館に携わる者は、館の方針に基づき調査研究を行い、成果を展示や教育普及の企画立案に反映し、またそれを積極的に公表し、学術的貢献をするとともに、美術館への信頼度を高める。

調査研究は、収集・保存、展示、教育普及といった諸活動を根底から支える、美術館活動の根幹をなす。それは、美術史研究、作品作家研究、教育普及、美術館研究、保存科学、展示、図書・文書資料等によるアーカイヴ構築、IT 分野、運営管理など、さまざまな分野で展開され、スタッフ個人の力量を高めるものである。同時に、館の方針の範囲内で行われる調査研究は、何よりも、展示や教育普及の企画に結び付け美術館活動に反映させることが重要である。その際、研究内容の個人的性格と美術館の方針との整合性が考慮される必要がある。従って、調査研究が美術館活動の原動力であることを明確に認識したうえで、それを積極的に推進するよう美術館全体として取り組まなければならない。

調査研究の基盤の一つをなす、作品・作家に関する図書資料、文書資料等を積極的に収集、整理、蓄積、保存し、可能な限りアーカイヴ化に努め、公開を通して広く美術への関心、研究に応える必要も極めて大きい。また、それ自体も研究活動として重要である。

研究成果は、美術館活動への直接的な反映もさることながら、紀要等への論文掲載、新聞雑誌等への執筆など様々な形で広く活発に公開されることが望ましい。調査研究は個人

的な業績の蓄積と美術館活動の厚みとが重層する領域でもあるため、美術館経営に従事する者は、調査研究の推進、成果の発表を奨励することで美術館自体の活性化を図ることが求められる。また、公開に当たっては責任の所在を明らかにするために、執筆者、作成者を記名する必要がある。

調査研究の在り方は、館内での共同研究、他館や大学等の研究機関、外部の専門研究者等と連携した研究など多様であるが、つねに透明性のある開かれた形をとる必要がある。研究発表の広く公開された形である展覧会は言うに及ばず、図録をはじめ研究誌や新聞雑誌への執筆、講演やギャラリートーク等の口頭発表などが研究発表の機会であることを、設置者を始めとする美術館関係者はよく理解して、円滑に質の高い研究を進めることで美術館への社会的信頼を増大させる方向を目指すべきである。

行動基準 8：展示・教育普及

美術館に携わる者は、美術館が蓄積した作品・資料や情報を社会に共有の財産として、展示や教育普及など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

調査研究を基盤にした企画力を培うことは、美術館活動の根幹をなすが、それを活かした展示・教育普及のうち、展示は、作品・資料の公開を通して社会に示す美術館活動の基本となる。そして展示を調査研究の成果を示す最良の場であると理解し、美術館に携わる者は、展示を通じて作品・資料の豊かな語りかけを楽しむ最良の鑑賞機会を人々に提供する。そこではさまざまなテーマのもとで、人々の多様な関心に応え、学術的に裏付けられた新たな興味の発信源となる企画が望まれる。

美術に親しみ理解を深める事業として展示以外に、あるいは展示とともに行われる教育普及活動は、子どもをはじめあらゆる人々を対象とし、地域や学校、あるいは地理的に限定されない社会など広い範囲に向けて展開される。また、文学、音楽、演劇など芸術、人文科学、自然科学等の他領域との連携を視野に入れ、多面的な企画を開拓することによって活動の懷を深くし、多くの人々にとって美術館が近づきやすい場となる工夫が望ましい。教育普及では、来館者と作家との触れ合いや子ども、社会的弱者への働きかけを積極的にすることで美術をより身近で理解しやすいものとするとともに、美術の享受がだれにでも平等に楽しめる配慮は欠かせない。

そうした活動を通して、美術館と来館者との間で双方向的な交流を成り立たせ、美術館にとっての新たな可能性、美術館に携わる者と美術館の利用者双方に新たな視点を喚起させる試みが期待される。それはとりもなおさず、美術館の新たな価値の創出につながる。

また、作品・資料の公開は、インターネットに象徴される通信・ネットワーク環境の変化と技術革新、それらに伴う社会的なニーズの変化にも対応しつつ、専門家・一般利用者

がアクセス可能なシステムを構築していくことも目指すべき目標となる。同時に、館の存在・活動を周知してもらい、美術館利用を促すうえで、広報という視点からも時代の要請に応える必要がある。

行動基準 9：研鑽の必要

美術館に携わる者は、自己教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、良質な業務の遂行に最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して美術館活動の質を高める。

美術館に携わる者それぞれの職務に係わる知識、能力、技術は、日常的な業務のなかでも意識的に高めていかななくてはならないが、内部外部の研修機会を積極的に利用して、日常業務では見出しにくい視野からの自己研鑽も同様に重要になる。

たとえば学芸スタッフであれば、専門領域の学術的調査研究のみならず、他館、画廊などでの調査の機会を増やし、美術館の現場での実際的能力の習得に積極的になるべきである。また、たとえば総務・庶務に携わるスタッフであれば、法令や安全対策の改善への対応に努め、業務を正確に遅滞なく遂行することが大切になる。広報・渉外、維持管理、セキュリティ、付帯サービス等の各スタッフも、時代や社会の変化に対応できるよう、それぞれの分野について調べ、学び、知識を深め、業務に必要なスキルを高めていく必要がある。さらに美術館設置者及び美術館に携わる者は、自己研鑽の奨励、実践とともに、現場での相互の刺激交換等によって各分野での人材育成にも心がけなければならない。

美術館に携わる者は、自らに課せられている社会的使命を十分に自覚し、その責任を果たすために、自律性の保持を重視すべきである。とくに予期しない事態に直面した場合など、個人的な判断だけで対処することなく、同僚、関係者、管理者などと連携しながら解決を図ることを忘れてはならない。各種のクレームから大災害時の対応まで、いくつかの事態を想定して適正な判断と対処を自主的に行う用意を整えることも必要である。

他館との情報交換や交流は、連携・協働の事業につながり、自館への成果の還元となるゆえに、美術館全体として取り組むべき課題となるとともに、海外の美術館の事情、美術状況の情報も同様な効果を呼ぶために、情報取得や人的交流に努める必要がある。

行動基準 10：発信と連携

美術館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して美術館の総合力を高める。

教育普及活動や展覧会等の事業を通じて、不特定多数の人々や地域社会の参画を促し、美術館活動への理解と親しみを深めてもらうのはもとより、美術館の存在自体と社会のなかで果たす役割についても発信力を強くすることで、使命を達成する努力は欠かせない。

使命を実践する力量は、一つの美術館単独よりも連携によって強化される。内外の他の美術館、マスメディア、大学、研究所などの学術機関、諸外国の大使館・文化機関等、社会に対する美術理解を広める役割を担っている他機関との事業連携、研究連携は、力量強化に大きく作用する。また、グローバリゼーションの進行や通信・ネットワーク環境の変化も踏まえ、多言語化対応も含めて、国境・言語の垣根を越えた発信・連携の重要性はますます高まる。

同時に、ボランティア、友の会などの連携組織、地域社会との連携網を充実させ、外部への働きかけを増幅させる必要もある。

日常的に外部の諸機関との情報交換、連携関係の構築に努め、美術館としての視野を広く保つことは、活動の幅を深化させ、総合力を育てるのに必須の要素となる。

館内のコミュニケーションの円滑化もまた、たがいの業務の理解、連動を高め、美術館活動全体の効果的な遂行の基本的要素で、それぞれの作業が有機的に結合していると全員に認識されるべきである。

行動基準 11：自律

美術館に携わる者は、「美術館の原則」と「美術館関係者の行動基準」に基づいて活動する。関連法令を理解し、遵守するとともに、ICOM(国際博物館会議)の倫理規程や関連する学術分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの基準に照らして真摯に検討し、関係者とともに解決を図る。そうした作業を通じて自らを律しながら、外的圧力から美術館活動の自律性を保つ。

美術館に携わる者の自律は、美術館の社会的使命、それを全うするため自ら定めた方針を基盤とする主体性の維持に必須の事柄となる。美術館が使命達成の軌道から逸れない限り、外部の圧力や指示に惑わされないそれ自身の主体性は、何よりも重要になる。

主体性の維持を確保するには、ここに示された「美術館の原則」「美術館関係者の行動基

準」を始めとし、関連法令の遵守は言うまでもなく、I C O Mの倫理規程、日博協の掲げた行動規範などを尊重しなくてはならない。また、美術館の活動には、美術史、保存科学、教育学等の各種学術分野の規範との矛盾が生じないように留意する必要もある。さらにはコレクション形成にかかわる美術市場での商取引に関連した法令を遵守することは、対社会的に美術館活動の透明性を保持するのに欠かせないし、それ以上に各人が社会的存在であることを思えば、最大の前提である。それはまた、美術館に携わる者相互の人格の尊重が、自律の必須の条件であるとの認識につながるものである。

付則

1. この「美術館の原則と美術館関係者の行動基準」は、全国美術館会議規約第 20 条及び第 21 条にもとづき、平成 29 年度総会において、出席者の過半数の賛意を得てこれを議決する。
2. 全国美術館会議は、議決された「美術館の原則と美術館関係者の行動基準」の会員館への周知を図り、その活用を支援する。
3. 全国美術館会議は、5 年ごとに、理事会及び総会において、この「美術館の原則と美術館関係者の行動基準」の見直しを行い、改訂された場合はただちにこれを発表する。
4. 全国美術館会議の理事会は、その見直しの作業を美術館運営制度研究部会に委任することができる。

(2016/5/20 全国美術館会議 美術館運営制度研究部会)